

# 第1章 計画策定の目的

## 第1節 計画策定の沿革

綴喜古墳群は、4世紀から5世紀にかけて京田辺市から八幡市にわたって造られた古墳群である。古くからその存在は知られ、戦前には京都府が設置した京都府史蹟勝地調査会による調査も行われた。各古墳からは、これまで銅鏡や鉄製の武器・武具類、腕輪形石製品などの副葬品が豊富に出土しており、史跡乙訓古墳群及び史跡久津川古墳群と並び、京都府を代表する古墳群の一つであることが判明している。

綴喜古墳群のある南山城地域は、巨大古墳が多く造られた奈良盆地と列島各地を結ぶ交通の要衝で、特に中央を流れる木津川は、行き来する物資の運搬に重要な役割を担っていた。綴喜古墳群は、主に木津川水運によって、交易の一端を担った集団の墓域と考えられる。

これまで綴喜古墳群の調査研究は、主に戦前の調査成果の検討が進められてきたが、令和3(2021)年に本市が実施した天理山古墳群の試掘調査によって、同古墳群が古墳時代前期の前方後円墳2基、前方後方墳1基から構成される首長墓群であることが

明らかになった。従来綴喜古墳群は、八幡市の男山・美濃山丘陵及び京田辺市北部の大住に展開する首長墓群と、京田辺市中部の興戸・飯岡周辺に展開する首長墓群との間に若干の空白地帯があったが、天理山古墳群が首長墓として「再発見」されたことでこの地理的な空白が埋まり、綴喜古墳群の一体性がより明確化することとなった。

綴喜古墳群については、昭和49(1974)年に史跡指定を受けた大住車塚古墳と、平成24(2012)年に史跡石清水八幡宮境内として指定された八幡西車塚古墳の一部だけが文化財保護法による保護の対象とされてきた。しかし、本市が実施した令和3(2021)年度の天理山古墳群試掘調査の成果とこれまでの綴喜古墳群内での調査成果を受け、令和3(2021)年10月に京都府教育委員会により「木津川左岸首長墓群調査専門家会議」が設置され、現状の把握と首長墓の一体性、そして遺跡の有する本質的価値の確認について検討が行われた。会議での検討を踏まえ、綴喜古墳群のうち、既指定の大住車塚古墳に加え、八幡西車塚古墳、天理山古墳群、飯岡車塚古墳の条件の整った部分について、史跡指定の意見具申が京都府教育委員会から提出され、令和4(2022)年11月10日に「史跡綴喜古墳



図1 大住車塚古墳(南西から)



図2 天理山古墳群(北東から)

群」として国の史跡指定を受けた。なお、「綴喜古墳群」の名称は、当初、仮に「木津川左岸首長墓群」としていたが、同会議での議論を受けて定まったものであり、国への意見具申において「綴喜古墳群」の名称を用いることとなった。

なお、綴喜古墳群の地理的範囲については、次とおりとされている。綴喜古墳群の範囲は、北は桂川、木津川、宇治川の三川合流地帯と巨椋池、東は木津川本流、西は生駒山地といった明確な地形的な区切りによって隣接地域と隔てられる。一方、南は特に地形的障壁はなく、相楽郡西部に位置する現在

の精華町域とは地続きでつながっているため、地形的区分では古墳群の南を設定することは難しい。しかし、古墳のあり方からみると、首長墓の埋葬施設について東西主軸になるものが綴喜郡西部の八幡市域、京田辺市域にまたがる綴喜古墳群に限定されていることや、首長墓造営が終了した古墳時代後期に



図3 飯岡車塚古墳(南東から)

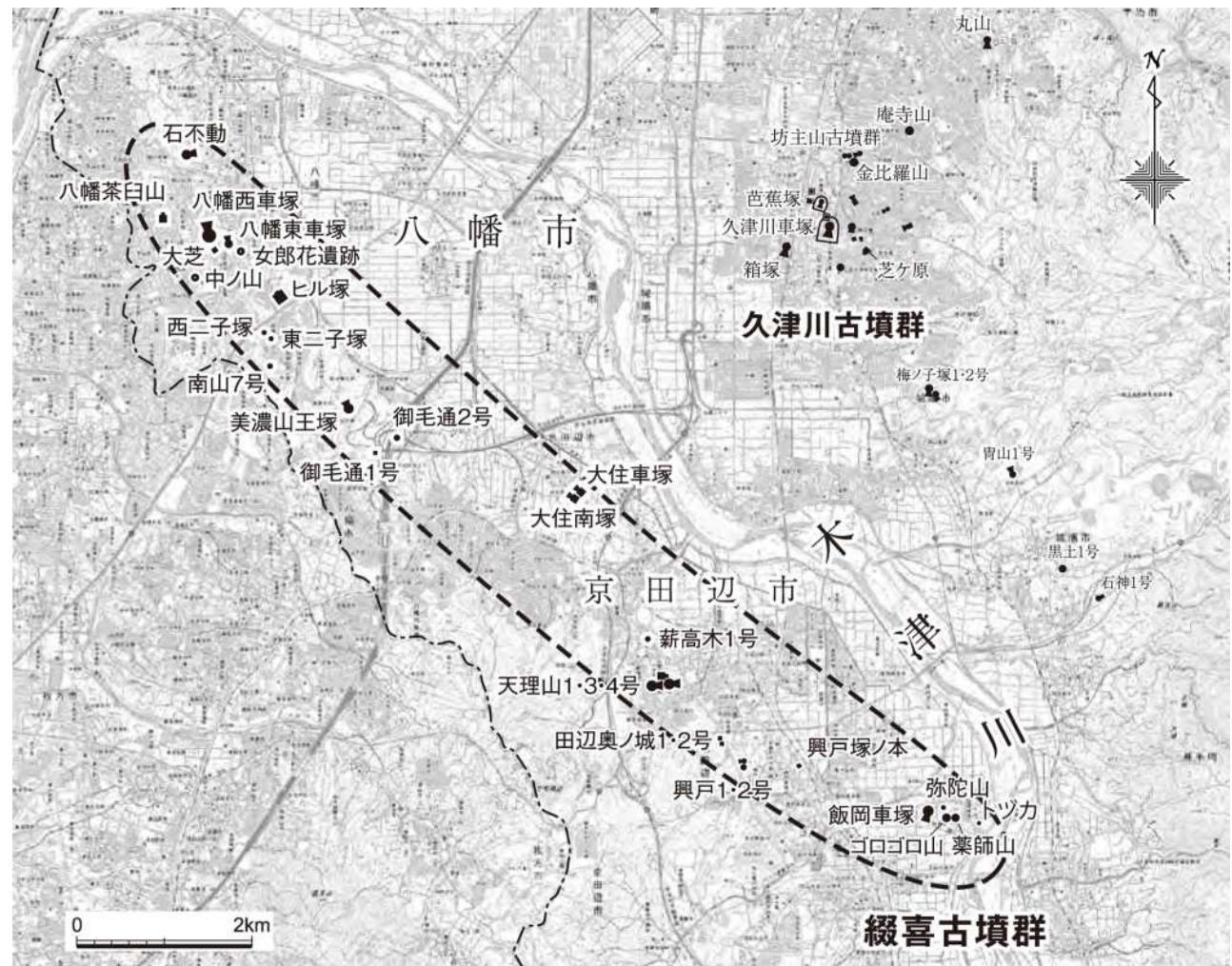


図4 綴喜古墳群の範囲(京都府教育委員会『綴喜古墳群調査報告書』2022)

おいて綴喜郡西部では横穴墓であるのに対し、相楽郡では横穴式石室墓であるという墓制の違いにより地域的な一体性を保持していることが見て取ることができることなどから、南の境は綴喜・相楽の郡境あたりと考えられる。また、「綴喜古墳群」という名称は、令制下の「綴喜郡」に由来するもので、京都府南部において国指定史跡となっている首長墓群である「乙訓古墳群」「宇治古墳群」が郡名に由来することに鑑みて命名されたものである。

綴喜古墳群の史跡指定を受け、本市では史跡の恒久的な保存管理、活用、整備及び運営体制の基本方針を定めるため、令和5(2023)年度から2ヶ年計画で保存活用計画を策定することとした。計画の策定にあたっては「京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議」を設置し、審議・検討を行った。

## 第2節 計画策定の目的

史跡綴喜古墳群は、古墳時代前期後半の大王墓の移動にみられる王権中枢の動向が地域首長に及ぼした影響をヤマト政権直近の地において明確に示しており、当時の政治的・社会的な情勢を考えるうえで重要な古墳群である。

本計画は、史跡綴喜古墳群の本質的価値と構成要素を明確にし、史跡の適切な保存管理を行い、次世代へ継承するとともに、史跡の整備活用を推進し、市民が史跡を通して郷土に対する愛着や誇りを育み、地域の活性化に寄与することを目的として策定するもので、史跡を適切に保存・活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準などを定める。また史跡を適切に保存・管理・整備・活用し次世代へ確実に継承するための指針について検討し、将来あるべき姿を提示するための方策を示す。

## 第3節 委員会の設置と経緯

保存活用計画の策定にあたり、文化庁や京都府の指導のもと、有識者で構成される「京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議」を設置した。京田辺市市民部文化・スポーツ振興課が必要な調査を行うとともに、保存活用計画案を提示し、保存、活用及び整備等に関する方向性や手法について専門的見地による協議を行った。

また、府内に「京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等ワーキング部会」を設置し、関係部署間の綿密な連携を図るとともに、定期的に会議を開催することで、保存活用事業を円滑に進めるための体制の構築に努めた。

京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議の構成については次のとおりである。

### 【京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議】

菱 田 哲 郎 〔会長〕 京都府立大学文学部 教授（日本考古学）

林 正 〔副会長〕 京田辺市文化財保護審議会 副会長

小 野 健 吉 大阪観光大学観光学部 教授（観光学、環境農学）

木 許 守 龍谷大学文学部 教授（文化財行政学、考古学）

長 島 啓 子 京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授（森林計画学）

福 井 亘 京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授（ランドスケープ学）

藤田正明 東林区長(令和5年度)  
古林昌平 ノ (令和6年度)  
藤田捷正 一休ヶ丘自治会長  
村山久昭 薩摩川内市議会議員  
山本徳三 ノ (令和6年度)  
出嶋敏之 飯岡区長(令和5年度)  
杉本政昭 ノ (令和6年度)

#### 【オブザーバー】

浅野啓介 文化庁文化財第二課(史跡部門) 文化財調査官  
藤井整 京都府教育府指導部文化財保護課 主幹兼記念物係長  
北山大熙 京都府教育府指導部文化財保護課 主任(令和5年度)  
古閑正浩 ノ 主査(令和6年度)

#### 【事務局】

上村 崇 市長  
大富成弘 市民部 部長(令和5年度)  
向井真佐子 ノ (令和6年度)  
藤井秀規 市民部 副部長  
坂本健二 市民部文化・スポーツ振興課 課長  
川本綾 市民部文化・スポーツ振興課 係長(令和5年度)  
大屋篤史 市民部文化・スポーツ振興課 担当係長(令和5年度)、係長(令和6年度)  
上野あさひ 市民部文化・スポーツ振興課 主事  
江本迪香 市民部文化・スポーツ振興課 主事  
菊池万里 市民部文化・スポーツ振興課 主事

#### 【策定支援】

株式会社 アクセス

## ○ 京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議設置要綱

令和5年2月16日

告示第23号

### (設置)

第1条 京田辺市域における国指定史跡綴喜古墳群の保存活用計画及び整備基本計画(以下「保存活用計画等」という。)を策定するに当たり、学識経験者等からの意見を幅広く聴取するため、京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (委員の役割)

第2条 検討会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる事項について助言し、意見を述べるものとする。

- (1) 保存活用計画等の策定に関すること。
- (2) その他保存活用計画等に関すること。

### (委員の構成)

第3条 委員は、次に掲げる者とし、人数は10人以内とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会議の議事を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会議は、市長が招集する。

### (意見の聴取)

第6条 市長は、検討会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (報償)

第7条 委員が会議に出席した場合は、報償を支給する。

2 前項の報償の額は、予算の範囲内で市長が別に定める。

### (検討会議の事務)

第8条 検討会議の事務は、文化財担当課において処理する。

### (委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## ○ 京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等ワーキング部会設置規約

### (設置)

第1条 京田辺市域における国指定史跡綴喜古墳群保存活用計画及び整備基本計画（以下「保存活用計画等」という。）を策定するに当たり、関係各課の綿密な連携を図るため、京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等ワーキング部会（以下「ワーキング部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 ワーキング部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保存活用計画等の策定及び見直しに關すること。
- (2) その他ワーキング部会が必要と認めること。

### (委員構成)

第3条 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 ワーキング部会は、市民部長が総括する。

### (会議)

第4条 会議は、総括者が必要に応じて開催する。

### (庶務)

第5条 ワーキング部会の庶務は、文化財担当課において処理する。

### (その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、ワーキング部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規約は、令和5年6月9日から施行する。

### 別表（第3条関係）

市民部長	企画政策部副部長	市民部副部長
建設部副部長	経済環境部副部長	教育部副部長
建設部公園緑地課長	経済環境部産業振興課長	

### 【京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議の開催状況】

#### ◆第1回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

日時：令和5年7月28日（金）

会場：京田辺市役所 議会全員協議会室

議題：(1) 史跡綴喜古墳群保存活用計画（京田辺市）策定事業について

(2) 計画内容について

- ① 計画策定の沿革・目的
- ② 史跡綴喜古墳群を取り巻く環境
- ③ 史跡綴喜古墳群の概要

- (4) 史跡綴喜古墳群の本質的価値
- (3) 第2回検討会議の日程について
- (4) その他

◆第2回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

- 日時：令和5年12月1日（金）  
会場：京田辺市役所 305会議室  
議題：(1) 計画内容について
  - (1) 史跡綴喜古墳群の現状と課題
  - (2) 保存活用の基本理念（目標）と基本方針

(2) 植生調査中間報告について

(3) その他

◆第3回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

- 日時：令和6年3月7日（木）  
会場：京田辺市役所 議会全員協議会室  
議題：(1) 計画内容について
  - (1) 保存管理（第7章）
  - (2) 活用（第8章）

(2) その他

◆第4回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

- 日時：令和6年6月17日（月）  
会場：京田辺市役所 コミュニティホール  
議題：(1) 計画内容について
  - (1) 調査（第8章）
  - (2) 整備（第9章）

(2) 植生調査結果の報告について

(3) その他

◆第5回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

- 日時：令和6年8月20日（火）  
会場：京田辺市役所 305会議室  
議題：(1) 計画内容について
  - (1) 運営・体制（第10章）
  - (2) 実施計画（第11章）
  - (3) 経過観察（第12章）

(2) その他

◆第6回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

日時：令和6年11月11日（月）

会場：京田辺市役所 議会全員協議会室

議題：(1) 計画内容について

① 計画全体について

(2) その他

◆第7回京田辺市綴喜古墳群保存活用計画等検討会議

日時：令和7年2月28日（金）

会場：京田辺市南部まちづくりセンター

議題：(1) 計画内容について

① 計画最終案について

(2) その他



図5 第1回検討会議



図6 第2回検討会議

## 第4節 他の計画との関係

### (1) 上位計画

#### 第4次京田辺市総合計画(令和2年3月策定)

総合計画は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための市政運営の指針であり、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、参画、協働してまちづくりに取り組むための指針となるものである。『第4次京田辺市総合計画』は、令和2(2020)年度から令和13(2031)年度までの12年間を計画期間とし、目指す都市像である「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向けた基本的な方向性と施策などを示している。

第4次総合計画基本構想と中期まちづくりプランの構成

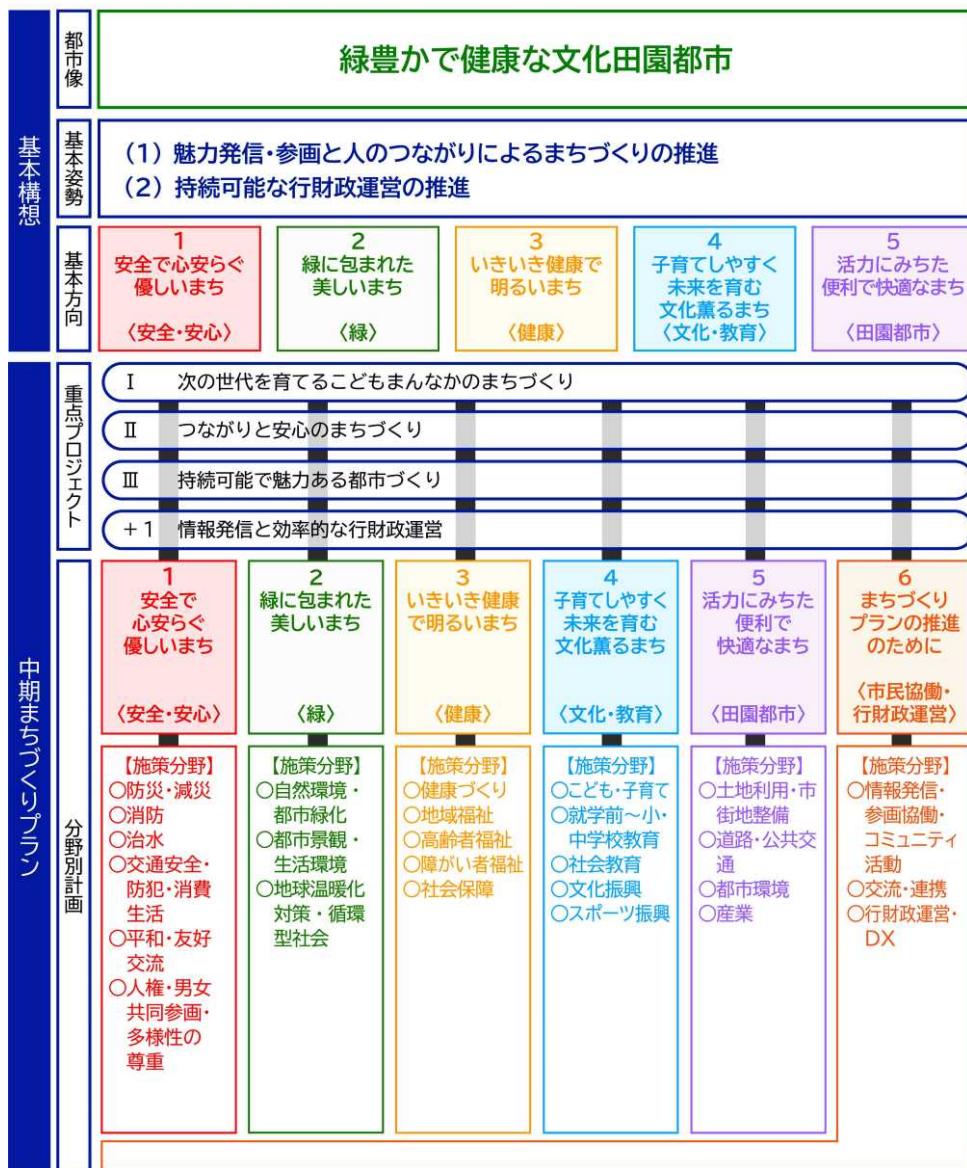


図7 総合計画の施策体系図(資料:『第4次京田辺市総合計画中期まちづくりプラン』)

同計画は「基本構想」と「まちづくりプラン」の2層で構成し、「まちづくりプラン」は「重点プロジェクト」と「分野別計画」の2部構成としている。文化財の保護に関する事業については、令和6年度を始期とする「中期まちづくりプラン」の「分野別計画」において次のとおり示している。

#### 【4 子育てしやすく未来を育む文化薫るまち〔文化・教育〕】

##### 4. 文化振興（2）文化資源の活用

表1 文化資源の活用

主要事業	事業概要
埋蔵文化財発掘調査事業	埋蔵文化財発掘調査の実施および報告
文化財保護・活用事業	文化財の新指定、指定文化財の修理などへの助成、市指定無形民俗文化財の保存、継承への助成、文化財案内板の設置及び修繕、文化財に関する講座の開講
史跡広場整備事業 【重点II-2】	国指定史跡となった天理山古墳群を適切に保存し、史跡広場として市民や子ども達が学び、古墳に親しめる場として整備活用を推進
京田辺市史編さん事業	最新の知見に基づく調査により、市制施行を経た本市の歴史を辿ることを通じて、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域の将来像を描く基礎とするため京田辺市史を編さん

(資料:『第4次京田辺市総合計画中期まちづくりプラン』)

特に「史跡広場整備事業」は、「重点プロジェクトII つながりと安心のまちづくり」にも位置づけられ、戦略的・重点的に取り組む施策としており、本計画に直接かかわるものである。

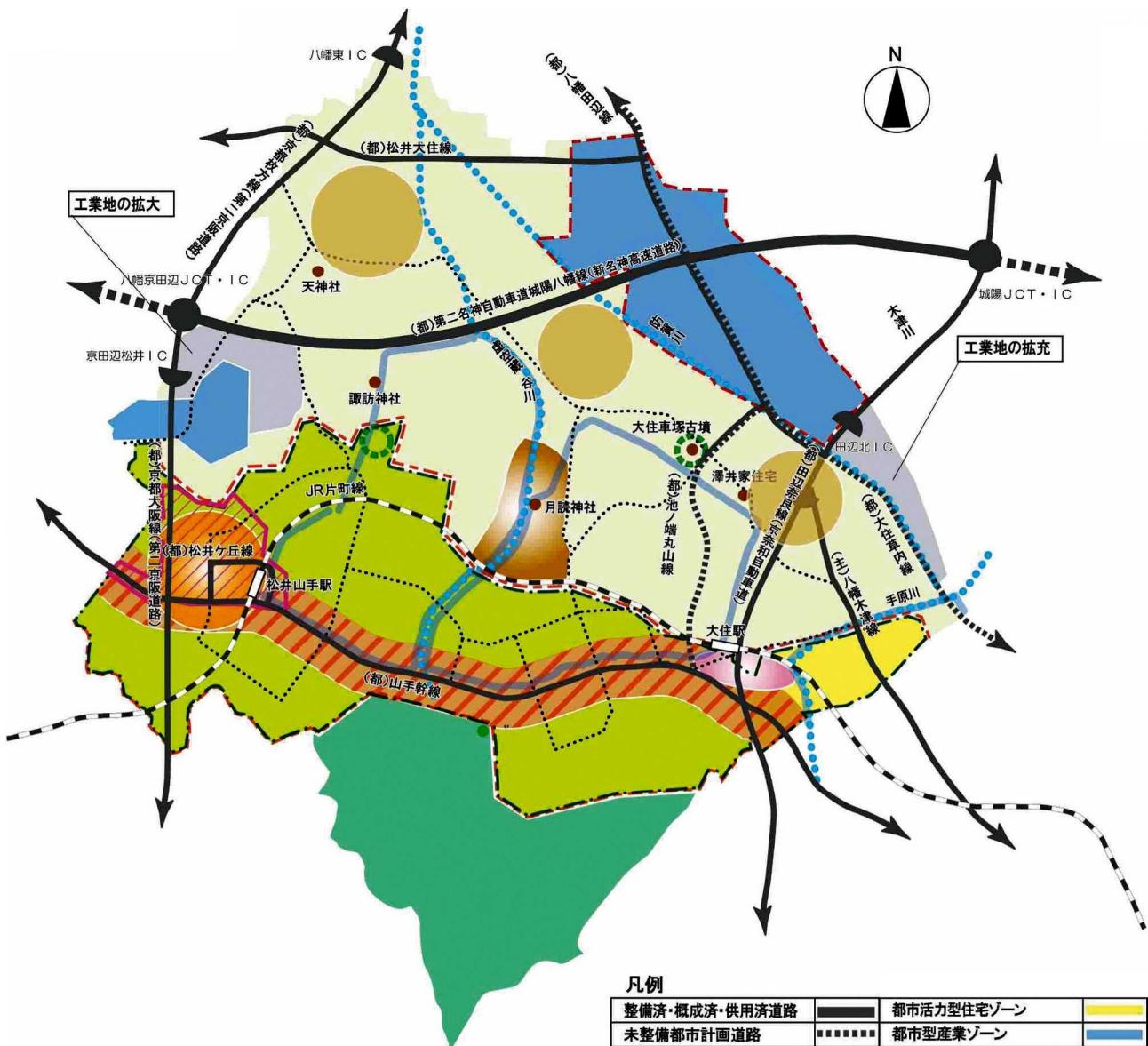
#### （2）関連計画

##### 京田辺市都市計画マスタープラン2.0(令和4年4月改訂)

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めたものである。市の総合計画や京都府の「綴喜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といった上位計画と整合を図りながら、長期的な視点から市の将来像を描くとともに、土地利用策の基本的な方向を示し、併せて地域毎のまちづくりの方針を定めている。

本計画の計画期間は令和2(2020)年度から令和14(2032)年度までの12年間である。

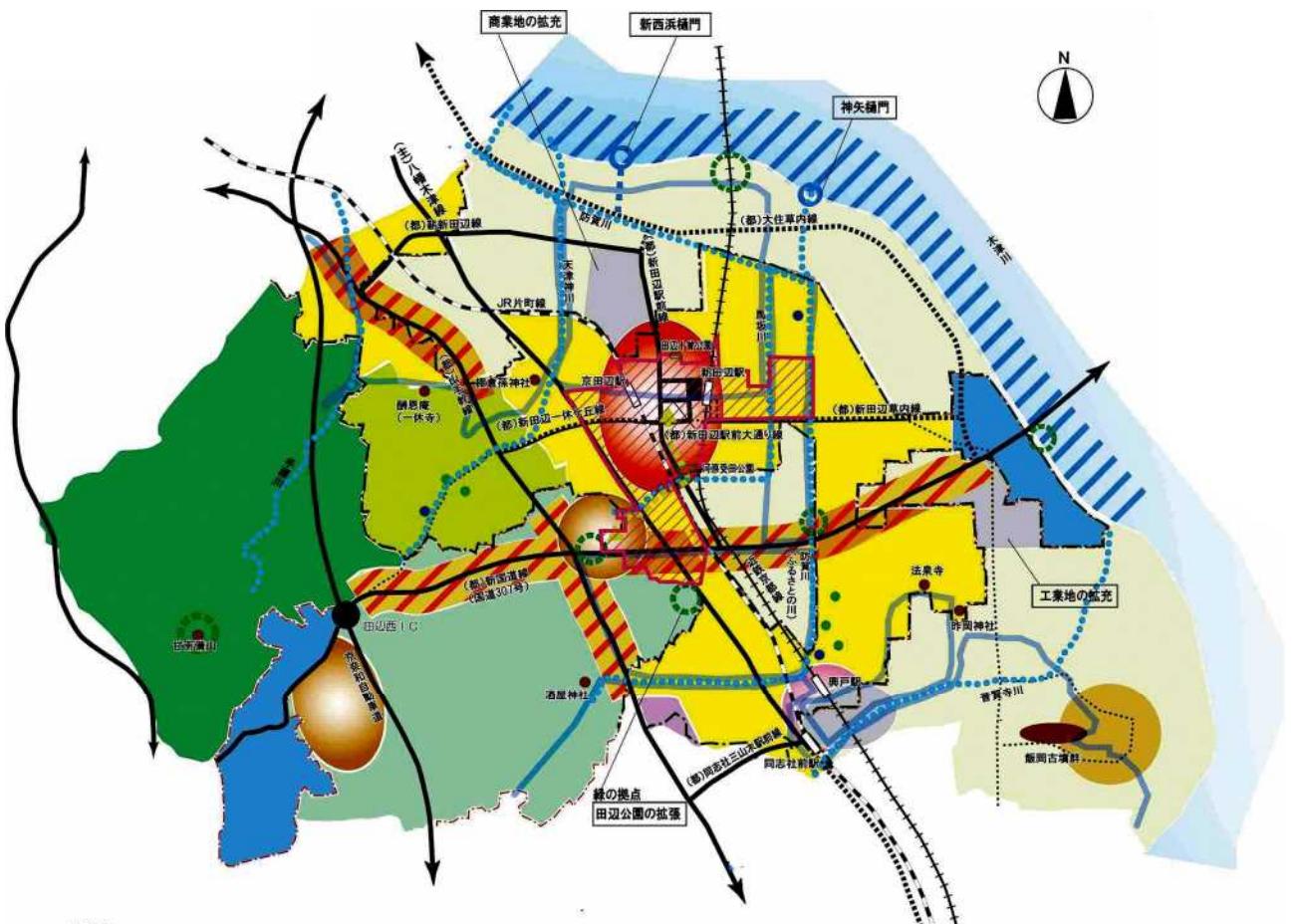
この『京田辺市都市計画マスタープラン2.0』の地域別構想では、地域の整備方針として「歴史的資源と様々な自然を活かしたレクリエーションづくり」が北部地域と中部地域で謳われており、史跡大住車塚古墳や酬恩庵一休寺について、その立地を活かし、より積極的な活用を図るための整備を検討するとともに、地域内の自然や歴史資源を保全し、その周辺も含めた景観の保全に努め、それらとレクリエーション施設などを効果的に結ぶネットワークづくりを図り、観光資源として活用するとされている。また、甘南備山周辺や飯岡集落などの自然景観は、今後ともまちのシンボルとして市街地からの眺望に配慮しながら保全に努めるとしている。



凡例

整備済・概成済・供用済道路	■	都市活力型住宅ゾーン	■
未整備都市計画道路	·····	都市型産業ゾーン	■
主な生活道路	·····	田園集落と農地の活用ゾーン	■
市営住宅	●	緑の保全ゾーン	■
主な歴史資源	●	公共公益ゾーン	○
市街化区域ライン	- - -	土地利用検討ゾーン	■
居住誘導区域	□ - □	(利用検討を行う区域)	■
都市機能誘導区域	▨	整備方針	
土地利用方針		緑の拠点	○
まちの副次拠点ゾーン	○	集落の整備	●
近隣生活サービスゾーン	○	水辺の散策路	■
沿道利用ゾーン(市街化区域)	▨	河川	·····
住環境保全型住宅ゾーン	■	注)この図面はイメージ図です。	

図 8 北部地域整備方針図 (資料:『京田辺市都市計画マスタープラン 2.0』)



凡例

整備済・概成済・供用済道路	■	都市活力型住宅ゾーン	■
未整備都市計画道路	=====	都市型産業ゾーン	■
主な生活道路	.....	田園集落と農地の活用ゾーン	■
府営住宅	●	山林と農村の共存ゾーン	■
市営住宅	●	水辺の憩いゾーン	/ / / /
主な歴史資源	●	緑の保全ゾーン	■ ■
市街化区域ライン	- - -	公共公益ゾーン	○
居住誘導区域	□ - □	土地利用検討ゾーン	■
都市機能誘導区域	■ ■ ■	(利用検討を行う区域)	■
土地利用方針		整備方針	
まちの中心ゾーン	● ●	緑の拠点	○ ○ ○ ○ ○
近隣生活サービスゾーン	● ●	集落の整備	● ● ● ●
沿道利用ゾーン(市街化区域)	■ ■ ■	2つの拠点を繋ぐネットワーク	■ ■ ■ ■ ■
沿道サービスゾーン(市街化調整区域)	■ ■ ■	水辺の散策路	■ ■ ■ ■ ■
住環境保全型住宅ゾーン	■ ■ ■	河川	● ● ● ● ●

注)この図面はイメージ図です。

図 9 中部地域整備方針図 (資料:『京田辺市都市計画マスター プラン 2.0』)

また、将来土地利用方針として、北部地域の大住車塚古墳が所在する大住地区を中心とした地域北部に広がる田園地帯は、「田園集落と農地の活用ゾーン」に設定され、農業基盤及び都市的生活環境がともに整備された集落をめざし、集落内の歴史的資源の保全と活用を図るとしている。中部地域の飯岡車塚古墳の所在する飯岡集落についても「田園集落と農地の活用ゾーン」に設定され、整備方針において田園地域の適切な土地利用を検討するとし、歴史的資源や景観の保全を図るとともに、集落の生活基盤の充実を進めている。天理山古墳群については「住環境保全型住宅ゾーン」内にあるが、本都市計画マスターplanが策定された後に史跡指定を受けたことにより、史跡指定範囲内における開発行為は認められないが、当該住宅ゾーンにおける自然豊かな緑地として良好な住環境の保全に寄与する。

### 第3次京田辺市環境基本計画(令和7年3月策定)

『京田辺市環境基本計画』は、市民・事業者・行政の各主体が協働・連携することにより本市の良好な環境と地球環境の保全を目的に「京田辺市生活環境基本条例」に基づき策定したもので「第4次京田辺市総合計画」の環境分野の基本となる計画として位置づけられるものである。計画期間を令和7(2025)年度から令和16(2034)年度の10年間としています。

本計画では、気候変動へのアクション、循環型社会へのアクション、自然環境保全・創出へのアクション、生活環境形成へのアクション、行動とつながりを育むアクションの5つの基本目標ごとに環境指標と施策を設定するとともに、「豊かな環境をともに育み、未来に向けたアクションをつなぐまち京田辺」を望ましい環境像として掲げ、各基本目標で設定した環境指標の達成に向け取組を進めている。

本計画の中で、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

#### 【基本目標4：生活環境形成へのアクション】

##### ○ 4-4 歴史・文化遺産の保存・活用

古い歴史・文化により培われてきた多様な景観を有する美しいまちを維持し、魅力的な地域を守り引き継いでいくため、市内にある歴史・文化遺産を保全し、地域固有の歴史・文化の保全を図ります。

### 京田辺市緑の基本計画(令和7年3月改訂)

『京田辺市緑の基本計画』は、都市緑地法に基づき策定する計画で、本市における緑のあり方を考え、「すぐそこに 緑とのふれあいを育むまち」を計画のテーマとし、緑に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

本計画では、緑を「木や草で覆われている土地や水辺」等と定義しており、「古墳を含めた文化遺産」もその対象としている。

本計画の中で、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

#### 【基本方針II：まちの基盤となる緑を「守る】】

##### ○ (1) 歴史・文化 の【緑の施策】において下記の事業を展開することとしている。

- ① 天理山古墳群の保存・活用
- ② 古墳の保存
- ③ 古木・大木の保全、郷土資料の保存

##### ○ また、上記のうち「① 天理山古墳群の保存・活用」については、「重点事業4：天理山古墳群

の特別緑地保全地区への位置づけと活用事業の推進」とし、下記の事業を取り組むものとしている。

- ① 歴史的・文化的価値を有する緑地として、特別緑地保全地区の位置づけを行う。
- ② 天理山古墳群から酬恩庵一休寺周辺や甘南備山まで、歴史・観光のまちづくりに取り組む。

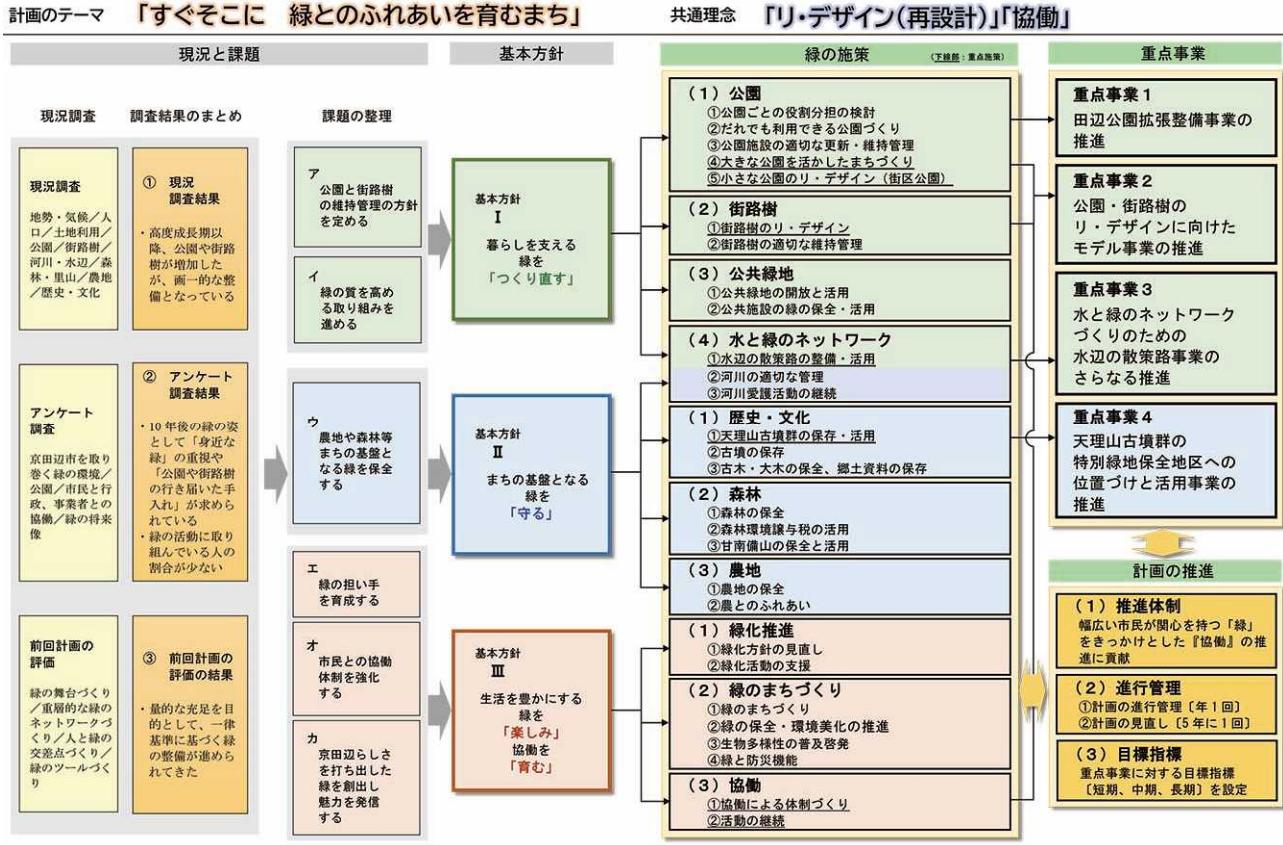


図 10 施策の体系図 (資料:『京田辺市緑の基本計画』)

### 京田辺市文化振興計画(平成 27 年 12 月策定)

『京田辺市文化振興計画』は文化芸術基本法に基づき、本市の文化振興の基本方針をソフト及びハードの両面から明らかにするとともに、文化施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定している。計画期間は、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間である。

本計画では、基本理念である「未来へつなぐ京田辺文化の創造」を実現するため、「つなぐ」「はぐくむ」「ささえる」「いかす」の 4 つの視点を踏まえた基本目標と施策の方向性を定めている。

本計画の中で、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

#### 【基本目標 6：文化財やお茶文化などの文化資源の活用】

- 文化資源に対する保護意識を高め、後世へ伝えていくため、市民や関係機関などと連携して調査・研究を進めるほか、地域の歴史や文化に親しみ学ぶ機会の充実、継承活動に対する支援などを進める。
- 文化財などを適切に保存・展示する場を確保するとともに、観光施策との連携など効果的な活用を図り、地域の魅力向上に結びつける。

- 飯岡の茶畑が日本遺産にも選ばれるなど日本一の玉露の産地であり、暮らしの中にお茶文化が定着するよう努め、玉露の価値を広く伝えていく。

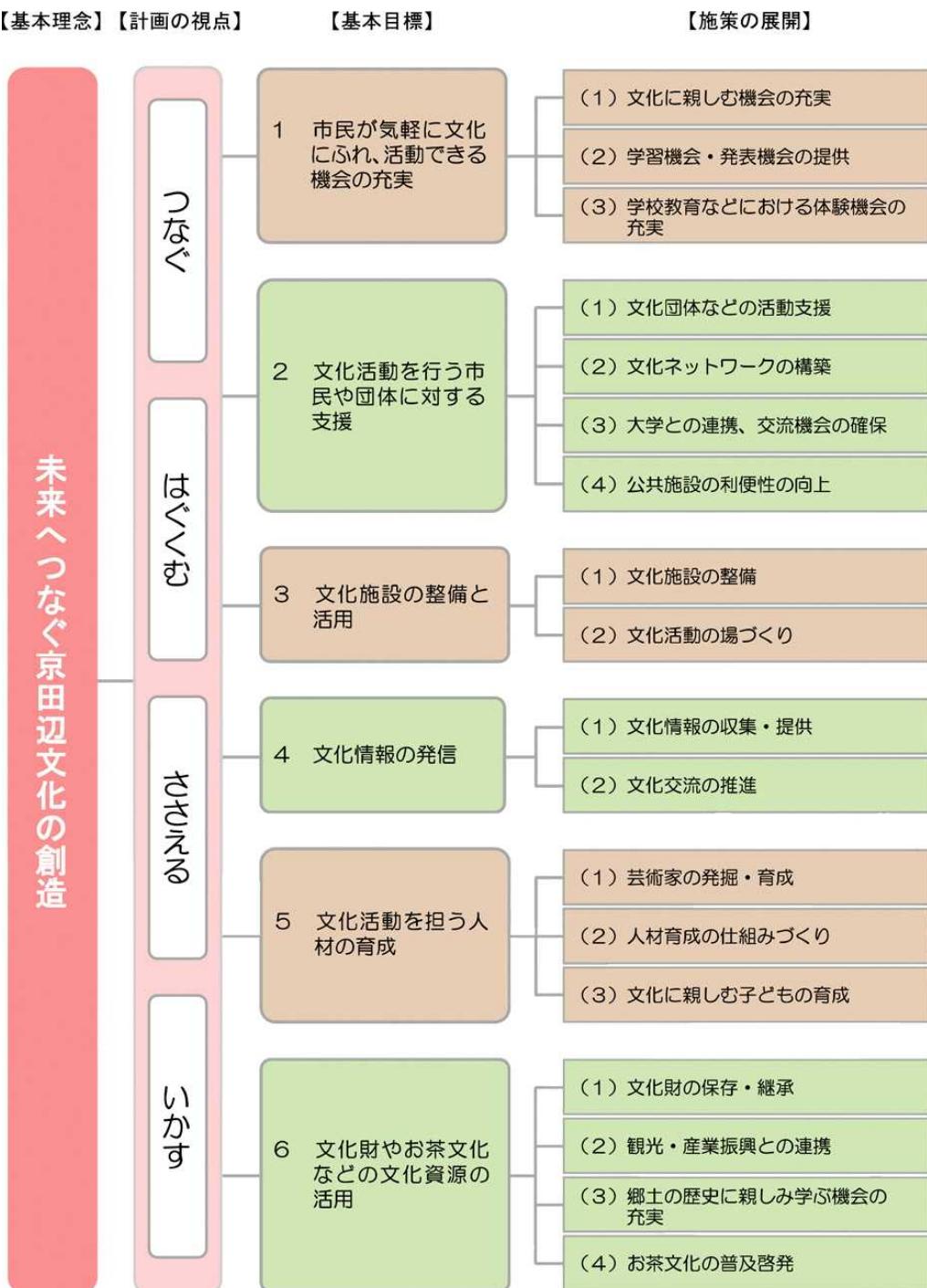


図 11 計画の体系 (資料:『京田辺市文化振興計画』)

## 京田辺市教育振興基本計画(令和 6 年 3 月策定)

教育基本法は、その第 17 条第 2 項において地方公共団体がその地域の実情に応じ、教育振興のため施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない旨を規定しており、本計画は同規定に基づき策定したものである。

本計画では、京田辺市教育大綱が掲げる「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」を基本理念とし、基本方針 2 「心豊かに明日を拓く学びあい」の基本施策(4)として「文化・スポーツの振興」をあげている。

そして、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

### 【基本施策（4）：文化・スポーツの振興】

- 豊かな歴史や風土の中で受け継がれ、市民の多様な活動を通じてはぐくまれてきた本市の有形無形の文化を市民共通の財産として生かし、未来へ継承するとともに、京田辺らしい文化を創造する。さらに、こうした文化活動を通じて生き生きとした市民生活の構築を図り、心豊かな人間性をはぐくむ。

文化財の保護を含む文化に関する事務は令和 2(2020)年度の行政組織改編により市長が所管するものとなり、同事務は市長が管理し、執行していくこととなった。教育委員会では「京田辺市文化振興計画」との整合を図りながら、総合的な教育の振興を推進するため、今後も文化の振興を目的とする事業と積極的に連携・協力するものとしている。

## 第 3 次京田辺市生涯学習推進基本計画(令和 4 年 3 月策定)

生涯学習推進基本計画は、生涯を通じた学習についての基本的な考え方や施策を示すものであり、「第 4 次京田辺市総合計画」を最上位計画とし、文化やスポーツ、福祉、人権、環境等をはじめとした各分野の個別計画との連携を図りながら、基本理念である「学びを広げ未来を拓くまち京田辺」の実現に向け「学ぶ～誰もが学び続けられるまち～」「つなげる～学びを通してつながりあえるまち～」「活かす～学びの成果を活用できるまち～」を基本目標に施策を展開し、生涯学習社会の実現を推進している。

本計画の中で、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

### 【基本目標 1：学ぶ～誰もが学び続けられるまち～】

- 文化・芸術活動のきっかけづくり

市の歴史についての知識を広めるとともに、地域独自の文化や市の豊かな自然を活用した「ふるさと京田辺を学ぶ講座」や茶道・書道教室、水彩画教室等、文化・芸術活動のきっかけとなる講座を開催する。

## 京田辺市地域防災計画（令和 6 年度改訂）

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として策定されたものである。

本計画の中で、文化財の保護に関する事項は次のとおりである。

- 風水害・事故対策

- ・災害予防計画－文化財予防計画
- ・災害応急対策計画－文化財応急対策計画
- ・災害復旧計画－文化財復旧計画

○ 震災対策

- ・震災予防計画－文化財防災計画
- ・震災応急対策計画－文化財応急対策計画
- ・震災復旧計画－文化財復旧計画
- ・南海トラフ地震防災対策推進計画－文化財保護対策

なお、史跡指定地内については、天理山古墳群の一部が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）に該当しているが、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）、砂防指定地（砂防法）のそれぞれに該当しない。また市の指定する「指定避難場所」及び「指定緊急避難場所」「その他緊急の避難場所」にも指定されていない。

また、ハザードマップによれば、史跡指定地内については洪水浸水想定区域には該当しない。

#### 京都府文化財保存活用大綱（令和2年3月策定）

「京都府文化財保存活用大綱」は、文化財保護法第183条の2第1項に基づき、京都府における文化財の保存と活用の方針として策定されたものである。

本大綱の目的は、文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これを明確にすることで、府内における適切な文化財の保存と活用が一層推進されることである。そのため、市町村が策定する「地域計画」作成に際しての指針を示すことと、府教育委員会が府内の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置を示すことの二つの役割を示している。

市町村への支援は次のとおりである。

- 1.市町村が実施する文化財保護行政への支援
- 2.市町村の文化財保存活用地域計画（「地域計画」）への支援
- 3.広域連携に対する市町村の取組への支援

また、府教育委員会が文化財の保存・活用を図るために講ずる措置は次のとおりである。

- 1.文化財の指定等による保護の促進
- 2.文化財の保護体制の強化
- 3.文化財保護を支える技術等の継承
- 4.文化財の地域的な保存・活用の促進
- 5.府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成
- 6.京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画

#### 第5節 計画の実施

本計画の実施期間は、令和7(2024)年度から令和16(2034)年度末までの10年とする。

